

参考①(充実計画Q&A問29)

〈具体的なイメージ〉

(実際の建物の状況)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2 億円
建物付属設備A	2000	0.4 億円



(社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4 億円

※ 建物Aに係る「再取得に必要な財産(将来の建替に必要な費用)」は、2.4 億円×1.298 (1980年度の建設工事費デフレーター)×22%となる。

参考②(充実計画Q&A問36)

	大規模修繕等の工事に該当する例	大規模修繕等の工事に該当しない例 (施設の一部・応急的対応・メンテナンス行為)
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 全面的なタイルの補修 全面的なシール更新 全面的な外壁塗装更新 	<ul style="list-style-type: none"> 剥落した一部タイルの補修 割れた窓ガラスの交換 外壁調査
屋根 / 防水	<ul style="list-style-type: none"> 防水トップコートの更新 バルコニー防水/シート更新 屋根面の塗装更新 	<ul style="list-style-type: none"> 破損した防水の部分的な補修 屋根の塗装剥落部分の補修
内装	<ul style="list-style-type: none"> 居室・トイレ・浴室等のリニューアル 事務室のOAフロア化 	<ul style="list-style-type: none"> 一部クロス剥離の補修 濡水した部分のみの天井の補修 扉の開閉不良の調整
電気	<ul style="list-style-type: none"> 地上デジタルTV設備の導入 照明設備のLED化 受電設備のトランス更新 施設内通信設備の導入 電気容量の増強 	<ul style="list-style-type: none"> 管球の交換 一部コンセントの不良補修 事務室内LAN・電話の敷設
空調	<ul style="list-style-type: none"> 空調熱源の更新(個別空調化) 空調配管の更新 中央監視設備の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 空調配管の濡水部分のみの補修 空調機等の故障部分のみの修理 空調機オーバーホール フィルター/ダクト清掃
給排水	<ul style="list-style-type: none"> 給湯器の更新(電化等含む) 給水/給湯ポンプの更新 排水管のライニング更新 トイレの増設 	<ul style="list-style-type: none"> 排水管清掃 水栓金物の濡水補修
EV等昇降機	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新 ダムウェーターの更新 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの定期保守・メンテナンス
その他	<ul style="list-style-type: none"> 厨房設備の更新 インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事 エントランスへのスロープの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ベッド・家具等の取替え 外構植栽の剪定

参考③(充実計画Q&A問55)

	事例	考え方	適否
①	既存建物の修繕（附属設備の更新含む。）	○ 修繕により、建物内外の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単なる現状復旧のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
②	太陽光パネルの設置等省エネ設備の整備	○ 省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単に消費電力が省力化するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
③	倉庫の建替	○ 倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。	△
④	将来の不動産取得等のための積立て・資産運用	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないとともに、事業費として外部に支出がなされていないことから、不可。	×
⑤	将来的に事業を実施するための不動産取得	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。）	×
⑥	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の全部取得	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑦	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の一部取得 ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合	○ 提供されるサービス内容に何ら影響を及ぼさないことから、不可。 （一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、併せて建物の機能向上等を図る場合には、可。）	×
⑧	送迎車両の更新	○ 建物とは異なり、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、電動リフト搭載車に変更するなど、サービスの向上に資する更新となっている場合には、可）	×
⑨	送迎車両の台数の増加	○ 送迎車両の台数の増加により、送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑩	駐車場の拡張	○ 職員の通勤効率化、家族との交流の活性化などに資する内容となっている場合には、可。	△
⑪	会議室の設置	○ ケアカンファレンスの活性化などにより、利用者等に対するサービスの質の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑫	防災・防犯設備の導入	○ 利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑬	建物の耐震化診断	○ 現行の耐震化基準導入以前に建設された建物について、現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行うことは、利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑭	従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の実施	○ 職員の処遇改善に資することから、可。	○
⑮	会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑯	第三者評価の受審	○ 利用者等に対するサービスの質の向上に資することから、可。	○

参考④(充実計画Q&A問65)

平成30年度～平成34年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成29年 度末現在)	1か年度目 (平成30年 度末現在)	2か年度目 (平成31年 度末現在)	3か年度目 (平成32年 度末現在)	4か年度目 (平成33年 度末現在)	5か年度目 (平成34年 度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額 0千円
	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	0 千円		
うち社会福祉充実事 業費(単位:千円)		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	▲200,000 千円	▲200,000 千円	
本計画の対象期間	平成30年9月1日～平成35年2月10日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新 規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
5か年 度目	〇〇事業				有	500,000千円
小計						500,000千円
合計						500,000千円

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
〇〇事業	計画の実施期間に おける事業費合計					500,000千円	500,000千円
	社会福祉充実 残額 補助金					200,000千円	200,000千円
	借入金						
	事業収益						
	その他					300,000千円	300,000千円

5. 事業の詳細

事業費積算 (概算)	〇〇施設建設費用 500,000千円
	合計 500,000千円(うち社会福祉充実残額充当額 200,000千円)

参考⑤(充実計画Q&A問68)

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
又は 殿
〇〇〇市市長

(申請者)
社会福祉法人 〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇

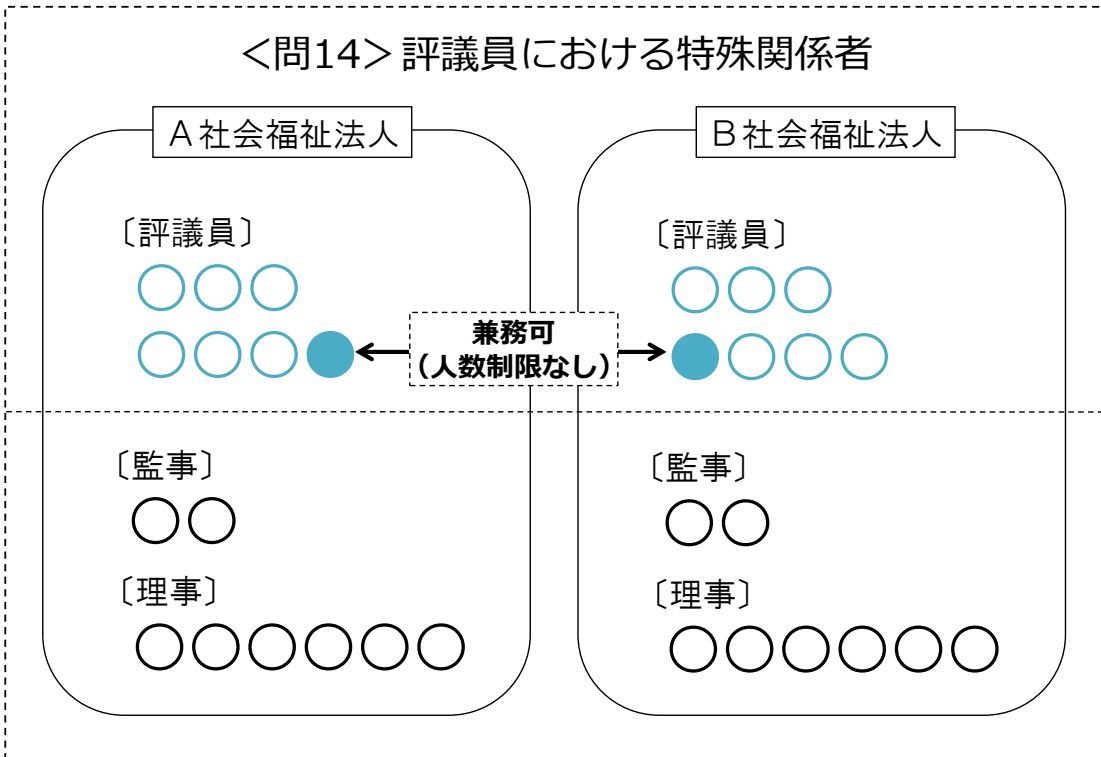
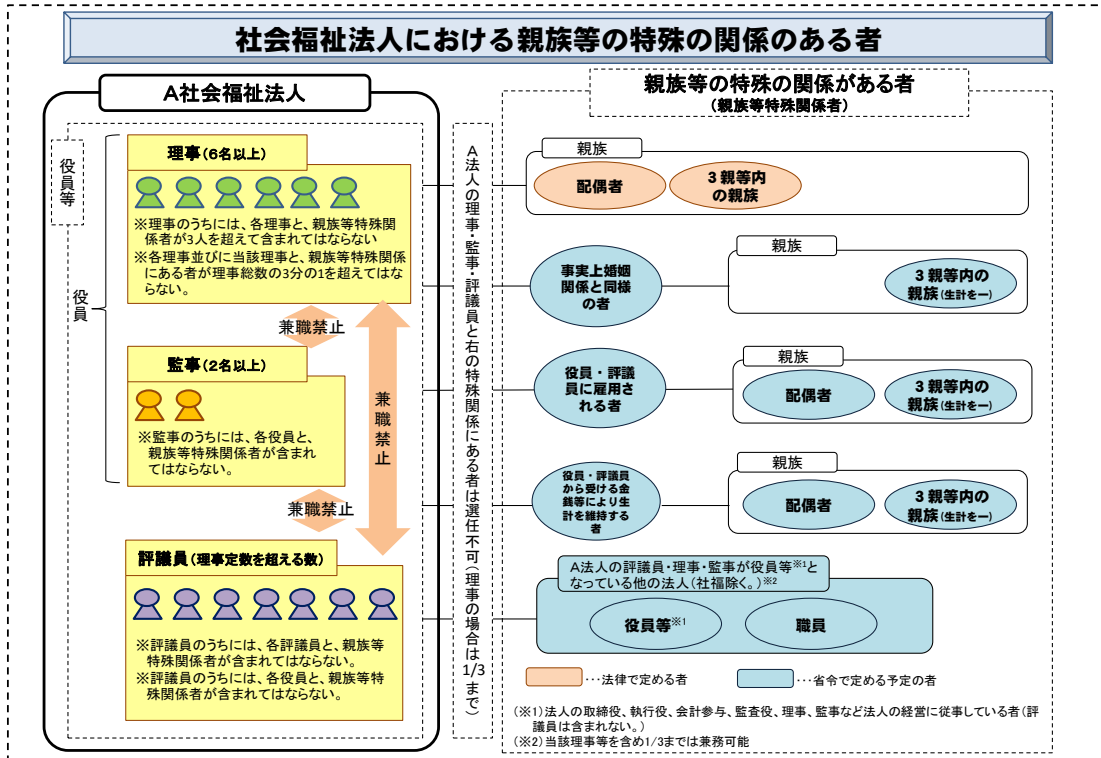
承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請及び届出について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請するとともに、同法同条第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

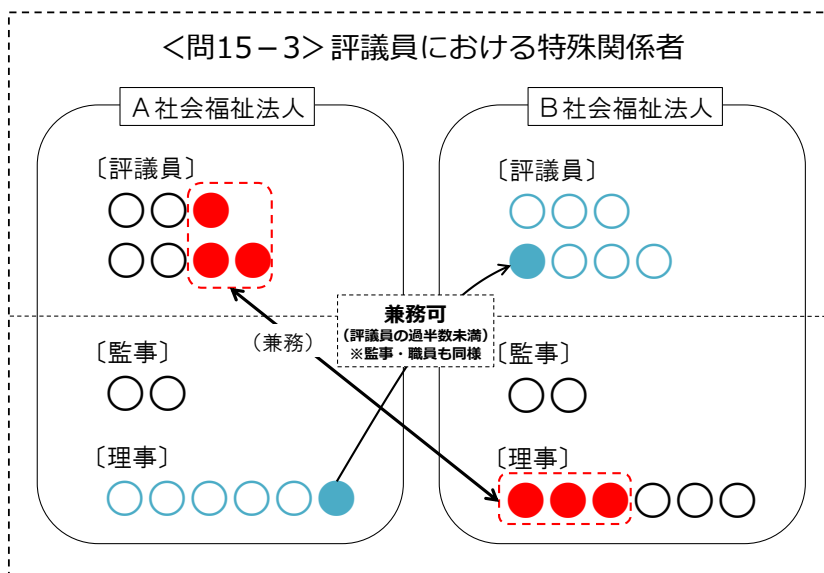
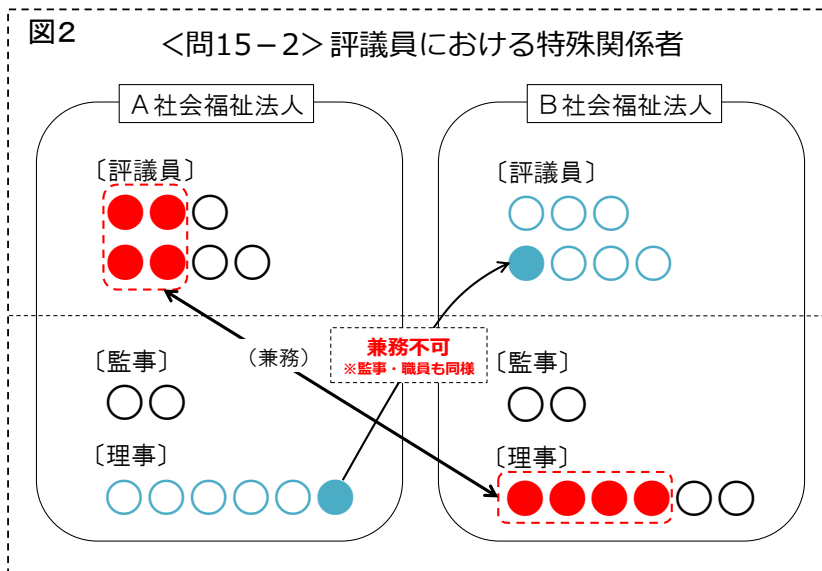
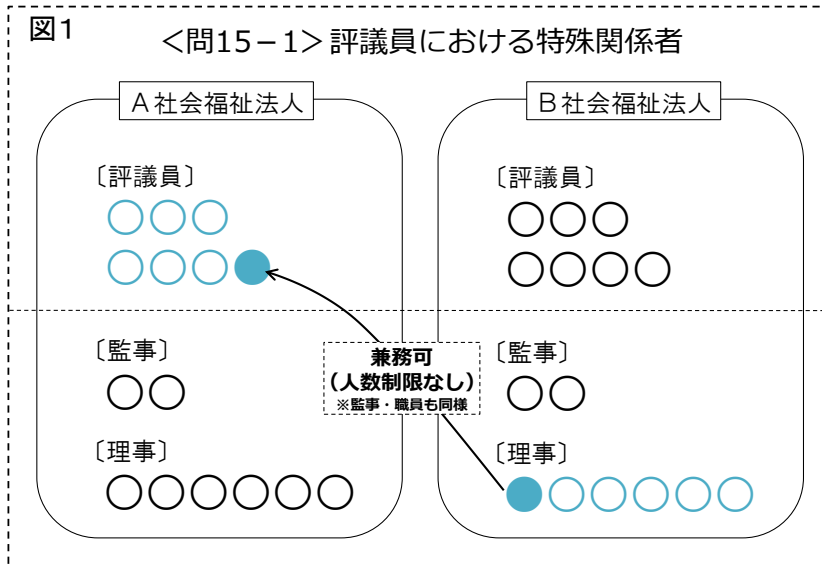
(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示するとともに、承認申請事項と届出事項が容易に判別できるよう、変更箇所の文末に「(承認申請事項)」又は「(届出事項)」を付すこと。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

参考⑥(経営組織Q&A問14)



参考⑦(経営組織Q&A問15)



参考⑧(経営組織Q&A問16)

